

第三期中期目標期間 国立大学法人評価における改善・指摘事項対応状況一覧（機構設置後）

年月	評価種別	改善・指摘事項	改善・指摘事項への対応
R3年6月	第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔岐阜大学〕 1. 教育研究等の質の向上の状況 （1）教育に関する目標	（改善を要する点） ○小学校教員の占有率の状況 教育学部卒業生の岐阜県における小学校教員の占有率について、平成28年度28.8%から令和元年度末時点で20.7%となっており、目標値40%の達成が見込まれない。	（令和4年度末時点の対応状況） <ぎふ清流入試の導入> ・岐阜県の教育現場で活躍できる人を募集することを目的として、2019（令和元）年度大学入学者選抜から学修計画書の提出や集団面接及び個人面接を課す推薦入試「ぎふ清流入試」を新たに導入した。「ぎふ清流入試」については、その導入効果を検証しつつ、募集人員を拡大させて、これまでに計4回実施した。（入学者数の実績：2019（令和元）年度35名、2020（令和2）年度33名、2021（令和3）年度49名、2022（令和4）年度48名） ・地域の現状や課題を把握し、地域の教育現場で活躍できる人材を育成することを目的として、2019（令和元）年度に地域リーダーコース「次世代地域リーダー育成プログラム」の「教育リーダーコース」をつくり、「ぎふ清流入試」で入学した学生には同コースの受講を推奨して入学後も岐阜県へ定着する取組を行った。 ・こうした取組により、2019年度の一般入試入学者の（大学院進学者を除く）教員就職率が62.3%であったのに対し、「ぎふ清流入試」入学者については82.4%となっており、小学校教員の占有率の向上に一定の成果があった。 <大学入学者選抜方法の見直し> ・学生を対象に実施したアンケート調査で、後期日程を廃止して前期日程及び推薦入試に募集人員をシフトすることにより教員希望者を増加させる効果を期待できる結果が得られたことから、2021（令和3）年度に学部の入学定員を変更（250名から220名に削減）するのに併せて、後期日程を2021（令和3）年度大学入学者選抜から廃止した。 ・2022（令和4）年度大学入学者選抜から、前期日程の受験生が教員希望であることを確認するため、受験生全員に面接を課すこととした。（当初は2021（令和3）年度大学入学者選抜から前期日程の受験生に面接を実施することを目指したが、新型コロナウイルス感染症の影響により1年後ろ倒しで実施した。） ・入学次に実施したアンケート結果から、従前70%程度であった教員志望率が、入学者選抜方法の見直し後は80%以上と大幅に改善しており、今後、小学校教員の占有率向上に影響をもたらすと考えられる。 <教育実習から教員採用試験までの一貫した学生支援> ・2020（令和2）年度に教育実習と進路指導で一貫した学生支援を行うことを目的として、校長経験者4名による教職サポート室を新たに設置し、実習モデルの開発と教育実習後の進路指導体制の強化を行った。実習モデルの開発については、後述するACTプラン改善モデルを実施した。教育実習後の進路指導体制の強化については、3年生に対して、教員採用試験ガイダンス、現職教員が教職の魅力を伝える教育講演会、教員採用内定者による体験報告会をそれぞれ実施するとともに、個別の進路指導や次年度に控える教員採用試験に向けた少人数グループによる学習会を開催した。また、4年生に対して、模擬面接を含む教員採用試験対策（2020（令和2）年度はオンラインと一部対面、2021（令和3）年度は対面）を実施した。さらに、2021（令和3）年度に教職サポート室と教育学部の教員をメンバーとする教職サポート委員会を新たに立ち上げ、教員採用試験の不合格者に対する積極的な指導と講師登録を促す取組を始めた。2022（令和4）年度も上記の取組を継続して行った。 ・県内全地域で学生が複数年にわたって同一校で行う実習（ACTプラン改善モデル）を実施した。具体的には、2020（令和2）年度に岐阜県及び関係市町教育委員会と連携して教育実習協力校の数を従前の2倍（小学校29校、中学校30校）に増やし、連絡体制と学生指導の強化・充実を目指して全学部体制で教育実習協力校に担当教員の配置を行ったことにより、学生ができる限り地元地域の学校で実習でき、かつ教職リサーチ（2年生対象の実習）と教職プラクティス（3年生対象の実習）を同一校で実施する体制を整えた。2021（令和3）年度及び、2022（令和4）年度に学生を対象に実施したアンケート調査ではACTプラン改善モデルについて学生の8割が肯定的に評価しており、教育実習協力校への聴き取り調査でも学校側から高い評価を受けている。 ・1年生から4年生まで同一内容の進路希望アンケートを毎年度行い、学生の進路に対する意識等の把握に努めている。その際、進路に対する悩み等を抱えている学生に対しては、2021（令和3）年度より教職サポート室及び各講座の担当教員による個別相談を実施する体制を作り、教員採用試験（特に、小学校教員）を受験するよう指導してきた。これまで数人の学生が小学校教員に進路を変更するなど、一定の成果はみられる。小学校教員の占有率の向上のため、今後も継続して実施していく。

R3年6月	<p>第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果</p> <p>〔名古屋大学〕</p> <p>II. 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>（1）業務運営の改善及び効率化に関する目標</p>	<p>（改善すべき点）</p> <p>○大学院専門職学位課程における学生定員の未充足 大学院専門職学位課程について、学生収容定員の充足率が平成28年度から令和元年度において90%を満たしていないことから、学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた対応が求められる。</p>	<p>（令和4年度末時点の対応状況）</p> <p>法科大学院（法学研究科実務法曹養成専攻）の収容定員充足率は74%であり、減員状態である。これは、法科大学院には法学既修者枠（2年修了コース）が存在することにも因るものであり*、令和4年度入試において特別選抜（5年一貫型教育選抜、社会人・他学部出身者選抜）を導入したこと、法科大学院の志願者数が全国的に回復していることなどにより、令和4年度の本法科大学院の入学定員充足率は114%となり、大幅な改善傾向にある。</p> <p>なお、令和5年度も引き続き定員を超える入学者（入学定員充足率は108%）を確保しており、今後も定員未充足状態の改善が見込まれる。</p> <p>*平成17年8月24日付け国立大学法人支援課通知「法科大学院における授業料（標準）収入積算に用いる収容定員について」に基づき、2年課程の入学枠員数を除いて算出した場合の本法科大学院の状況 収容定員：125名、定員充足率87.3%</p>
R3年8月	<p>第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果</p> <p>〔岐阜大学〕</p> <p>書面調査シート_現況分析結果（教育）</p>	<p>（減点の要素）</p> <p>入学定員に対する実入学者の割合の過去4年間の平均が、大幅に超過している（1.3倍以上の場合）、又は大幅に不足している（0.7倍未満）。</p> <p>対象組織：医学系研究科、連合農学研究科</p>	<p>（令和4年度末時点の対応状況）</p> <p>大幅に超過している（1.3倍以上の場合）、又は大幅に不足している（0.7倍未満）入学定員に対する実入学者の割合の過去4年間の平均について、対象組織として指摘された各研究科において、以下の対応を行った。</p> <p>【医学系研究科（看護学専攻）】</p> <p>医学系研究科（看護学専攻）の入学定員に対する実入学者の割合の過去4年間（H28～R元年度）の平均比率は53%である。大学院説明会の開催など、志願者確保に向けた取り組みを実施した。その結果、令和2年度は定員8名に対し入学者は7名、令和3年度は定員8名に対し入学者は8名となり、令和3年度の入学定員充足率は100%であった。今後も入学定員に対する実入学者の平均比率を改善する取組を継続する。</p> <p>【連合農学研究科】</p> <p>連合農学研究科の入学定員に対する実入学者の割合の過去4年間（H28～R元年度）の平均比率は134%である。令和2年度より定員適正化のための入試改革の取組を開始した。令和6年度入試より推薦入試と一般入試を一本化し、さらに定員調整のための第3次入試を導入する。募集形態の変更であるため、告知は令和3年度に実施した。</p> <p>一方で、国費留学生優先配置プログラムの採択やサトレプス枠の採択により、これらプログラムの実施期間においては国費留学生数が増えることになり、入学者の約2割が国費留学生となっている。そのため、定員超過はわずかな改善にとどまっている。</p>

R3年8月	<p>第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔岐阜大学〕 書面調査シート_現況分析結果（教育）</p>	<p>（減点の要素） 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率が以下のとおり相当程度低い。 学士課程：90%未満 修士・博士前期課程、専門職学位課程：85%未満 博士後期課程、一貫性博士課程：70%未満 対象組織：地域科学研究科、医学系研究科、連合創薬医療情報研究科</p>	<p>（令和4年度末時点の対応状況） 相当程度低い「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率について、対象組織として指摘された各研究科において、以下の対応を行った。 【地域科学研究科】 特別演習において、指導教員に修士論文の研究課題決め、準備・作成の指導に対して配慮するように改善に向けた取組を行い、その成果として退学者や留年が減少している。また、社会人入学した者には、長期履修制度を活用するよう推奨している。 【医学系研究科（看護学専攻）】 令和2～令和3年度の「標準修業年限×1.5」年内修了率は100%であり、令和元年以前に比べ大幅に改善した。学生の9割は社会人であり、これまで仕事と研究の並進の両立が困難となる状況の者が多くみられたため、指導教員は学生が立案した研究計画に基づき研究指導計画を作成し研究の進捗状況を学生と確認し進めていること、研究の進捗に苦渋する学生には特に主指導教員、副指導教員の複数名で対応を行うなどの取組を行っている。加えて、学生間の繋がりを強化し、研究について自由に意見交換できるよう院生室を増設するなど環境整備を行った。改善に向けた取組の成果が表れ、修了率は100%となった。 【連合創薬医療情報研究科】 令和2～令和3年度の「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は100%と改善した。主な要因として退学者の減少があり、社会人学生の負担を軽減する長期履修制度の利用促進をはじめ、主・副指導教員の指導および研究科長・教務厚生委員長・事務職員も面談等を行うなど、研究科全体として指導に取り組んだことにより改善した。</p>
-------	--	--	--

R3年8月	<p>第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 （名古屋大学） 書面調査シート 現況分析結果（教育）</p>	<p>（減点の要素） 『「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率』が、相当程度低い。 対象組織：教育発達科学研究科、法学研究科、法学研究科実務法曹養成専攻、経済学研究科、医学系研究科、国際開発研究科</p>	<p>（令和4年度末時点の対応状況） 相当程度低い「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率について、対象組織として指摘された各研究科において、以下の対応を行った。</p> <p>【教育発達科学研究科】 （1）博士前期課程では留年率は低く、標準就学年限内での学位授与率は高水準を維持している。 （2）博士後期課程については、ここ数年の短期的な数値としては表れていないが、教員は指導する大学院生に対して可能な限り「標準修業年限×1.5」年内に博士学位が取得できるよう鋭意努力している。 （3）本研究科ではこれまで学位申請の基準を高いまま維持し（心理：査読付全国誌2本+α、教育：査読付全国誌1本+α）、学位の質保証を重視してきたが、取得者数の実態と合わせ、質を維持しつつ博士論文提出要件の緩和等、バランスを考慮して検討する。 （4）令和4年度に社会人院生を対象とする長期履修制度を導入し、社会人学生が勤務・生活スタイルに合わせて無理なく履修できるよう配慮した。 （5）アジアサテライトキャンパス学院では博士論文促進・指導体制の明確化のため、オンラインによる学生の進捗状況報告システムを導入しており、博士学位取得を促進している。</p> <p>【法学研究科】 『「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率』を高めることを目的の1つとして、令和4年1月の教授会において明文化した研究指導計画に係る申し合わせに従い、令和4年度から各年度の初めに大学院学生が学修計画を作成し、それに基づく指導計画書を作成するにあたって主指導教員は学生との十分な打合せを行っている。</p> <p>【法学研究科実務法曹養成専攻】 本専攻において『「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率』が相当程度低いのは、GPA等の基準に基づいた進級要件を課していることが原因であると考えられるが、このような要件を課しているのは、本専攻のディプロマ・ポリシーにも明記してあり「司法試験に合格しうる能力を有すること」を学位授与の前提としているためであり、この改善・指摘事項については特段の対応をしていない。なお、法科大学院制度の下で標準修業年限内に可能な限り有能な法曹人材を養成するべく、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」では、各法科大学院に（司法試験合格率に加えて）標準修業年限修了率を数値目標として設定させ、その達成度を測定している。本専攻は、全体の修了率70%・未修者修了率60%を設定し、2019年度以降毎年、おおそそれらの目標値を達成している。</p> <p>【経済学研究科】 『「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率』の向上を図ることも踏まえ、研究指導計画に係る申し合わせを制定し、学生が作成する学修計画書に基づき、学生と十分な打合せ等を行った上で、指導教員が指導計画書を作成するようにした。</p> <p>【医学系研究科】 （1）3年目から4年目にかけて予備審査を行い、学生の進捗状況を把握するとともに3名の評価委員から助言をする体制ができています。 （2）一部の大学院生については、医学系研究科の中で奨学金を給付し、研究に専念できる環境を作っている。 （3）2022年度より博士課程対象の全学の奨学金プログラム（フェローシップ、次世代リサーチャー）が開始され、より多くの博士課程大学院生に奨学金を給付できる体制が整った。これにより、経済的な問題を回避し研究に専念できる環境が整いつつある。</p> <p>【国際開発研究科】 （1）2022年度、「博士後期課程学生 学修・研究指導計画・報告書」を改訂し、修了までのスケジュール表を組み込むことにより、中間報告会など博士論文完成までの指導体制をより明確化した。 （2）博士論文研究の調査・研究の促進や効率化を図るため、学生の海外におけるフィールド調査及び国際会議・学会発表支援のための「海外学生派遣助成制度」を導入した。2022年度は13名（うち1名が博士後期課程）の学生が利用した。2023年度からは、博士後期課程の学生に集中して助成を継続する。</p>
-------	---	--	--

R3年8月	第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔名古屋大学〕 書面調査シート_現況分析結果（教育）	（コメント（教育活動を行う上での留意事項）） AP・CP・DPにおいて、『「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン』等に示されている内容が十分に明文化されていない。 対象組織：人文学研究科、教育学部、教育発達科学研究科、法学部、法学研究科、法学研究科実務法曹養成専攻、経済学部、経済学研究科、情報学部、情報学研究科、理学部、理学研究科・大学院理学研究科附属臨海実験所、医学部、医学系研究科、工学部、工学研究科、農学部、生命農学研究科、国際開発研究科、多元数理科学研究科、環境学研究科、創薬科学研究科	（令和4年度末時点の対応状況） CP・DPについては、2020年度末までに、対象組織として指摘された各学部・研究科を含め全学的に見直し、修正を完了している。 なお、CPにおいては、「教育・学習方法に関する方針」に関する記載が不十分である学部・研究科については、2021年度末までに修正を行った。 また、APにおいては、2021年度末までに、対象組織として指摘された各学部・研究科を含め全学的に自己評価実施要項の分析手順に基づき再度確認を行い、基準を満たしていないポリシーについては修正を完了した。
R3年8月	第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔名古屋大学〕 書面調査シート_現況分析結果（教育）	（コメント（教育活動を行う上での留意事項）） 教育課程の編成が体系性を有していることが確認できない。 対象組織：文学部、人文学研究科、教育発達科学研究科、法学部、法学研究科、法学研究科実務法曹養成専攻、経済学部、経済学研究科、情報学部、情報学研究科、医学部、医学系研究科、国際開発研究科	（令和4年度末時点の対応状況） 「2019年度教育の質保証チェックシート」を教育基盤連携本部で確認し、教育分科会で全体的な事項について対象組織として指摘された各学部・研究科に対してフィードバックを行った。 また、上記の点検結果を踏まえ、2020年度教育の質保証として実施する事項として、教育分科会において、全学的なCP・DPの見直し及び教育課程の編成が図示されたコースツリーの制定を対象組織として指摘された各学部・研究科に対しても依頼し、2020年度末までに修正・公表を完了した。

R3年8月	<p>第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 （名古屋大学） 書面調査シート 現況分析結果（教育）</p>	<p>（コメント（教育活動を行う上での留意事項）） 大学院課程において研究指導計画の作成及び学生への明示について明文化されていることが認められない。 対象組織：人文学研究科、教育発達科学研究科、法学研究科、経済学研究科、情報学研究科、工学研究科、生命農学研究科、環境学研究科、創薬科学研究科</p>	<p>（令和4年度末時点の対応状況） 研究指導計画の作成及び学生への明示の明文化について、対象組織として指摘された各研究科において、以下の対応を行った。</p> <p>【人文学研究科】 令和4年度より新たに、年度初めに指導教員が指導生と相談の上で「研究指導計画書」を作成し、年度末には当該指導計画書と実際の指導のプロセスおよび学生の研究活動とその成果とを照合した「研究指導報告書」を作成し、提出することとした。学生に対しては、新入生ガイダンスの際に、「研究指導計画書」と連動した「学修計画届」と「博士学位論文作成計画書」（後期課程学生のみ）を指導教員と充分相談した上で作成するよう明示した。</p> <p>【教育発達科学研究科】 （1）2022年度学生便覧「IV大学院学生の履修等について」において、履修計画の提出、修了のために修得すべき科目・単位について、授業科目の履修の手続き、学位論文提出要領（博士前期課程・博士後期課程）、長期履修学生制度について説明を行っている（便覧21～22頁）。同時に、同便覧では24頁～35頁において、より詳細に教育科学専攻、心理発達科学専攻における大学院授業科目の履修、博士論文作成・指導計画プログラム、学位取得の手順を説明している。 （2）2022年度（令和4年度）以降、指導教員は毎年、新入生を含むすべての大学院指導学生の「研究指導計画書」を作成することとした。年度当初に大学院指導学生と相談することにより、教員・大学院指導学生ともに研究計画の合意が形成されるようになった（改善が完了した年月：2022年4月）。 （3）アジアサテライトキャンパス在籍の大学院学生に対して電子システム上進捗状況の報告を導入しており、博士学位取得を促進している。</p> <p>【法学研究科】 令和4年1月の教授会において研究指導計画に係る申し合わせを明文で行い、大学院学生の主指導教員は、各年度の初めに学生が作成する学修計画に基づき、学生と十分な打合せ等を行った上で指導計画書を作成し、作成した指導計画書を研究科長に提出するとともに学生および副指導教員と共有することとし、令和4年度から実施している。</p> <p>【経済学研究科】 研究指導計画に係る申し合わせを制定し、学生が作成する学修計画書に基づき、学生と十分な打合せ等を行った上で、指導教員が指導計画書を作成するようにした。</p> <p>【情報学研究科】 情報学研究科学生便覧で、学修計画書及び研究指導計画書について明示している。 学生から学修計画書が提出されると、指導教員はその内容を確認するとともに、研究指導計画書を作成して学生に通知するWebシステムを開発運用している。</p> <p>【工学研究科】 「名古屋大学大学院工学研究科における研究指導計画に係る申合せ」を令和4年4月1日制定した。 教員に対しては、工学研究科HPの教職員専用ページに申合せを掲載及びメールにて計画書の作成について周知しており、学生は、申合せ<作業フロー>のとおり、計画書作成時に指導教員と打合せを行い、作成した研究指導計画書を指導教員から受け取ることで情報を共有している。</p> <p>【生命農学研究科】 2022年1月26日の研究科教授会において「名古屋大学大学院生命農学研究科における研究指導計画に係る申合せ」を制定し、指導教員による研究指導計画書の作成手順及び学生への明示について明文化した。</p> <p>【環境学研究科】 環境学研究科においては、学生に対して、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を学生に明示するため、令和3年度中に、研究指導計画に係る申合せ及び様式を制定した。令和4年度から、当該申合せ及び様式に則り、指導教員が、その指導学生と相談し、研究指導計画書を作成し、学生に明示している。</p> <p>【創薬科学研究科】 「創薬科学研究科における研究指導計画に係る申合せ」を制定し、指導教員が指導生と面談して作成した「研究指導計画書」を教務委員会で確認する体制を取っている。さらに、学生便覧においても研究指導計画書の作成について明示するよう対応する。</p>
-------	--	---	---

R3年8月	第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔名古屋大学〕 書面調査シート_現況分析結果（教育）	（コメント（教育活動を行う上での留意事項）） シラバスの一部の授業科目について、授業の方法及び内容の記載が十分ではない。 対象組織：文学部、人文学研究科、教育学部、教育発達科学研究科、医学系研究科、工学部、環境学研究科	（令和4年度末時点の対応状況） 教育基盤連携本部において、各対象組織として指摘された各学部・研究科から報告された点検結果をもとに確認し、改善が必要と思われる点について、学部・研究科ごとにフィードバックした。（2020年度、2021年度に実施） シラバス授業内容の記載方法としては、授業15回分の内容を計画的に記載する場合の他に授業で取り扱う知識体系内の位置づけや範囲等について構造的に記載することについても組織的に指示している。 本学は部局と全学で2重のチェックを実施しているが、対象組織として指摘された各学部・研究科でのセルフチェックを再度強化して点検を行う。 なお、履修登録前までに、シラバスで十分な情報提供ができなかった科目については、NUCT（名古屋大学の構成員である学生・教職員が授業や研修で利用できる学習管理システム：LMS）を通じて、履修指導及び支援に関する情報を迅速かつ正確に提供することが可能となっている。
R3年8月	第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔名古屋大学〕 書面調査シート_現況分析結果（教育）	（コメント（教育活動を行う上での留意事項）） 評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定められていることが認められない。 対象組織：文学部、人文学研究科、教育学部、教育発達科学研究科、法学部、法学研究科、法学研究科実務法曹養成専攻、経済学部、経済学研究科、情報学部、情報学研究科、理学部、理学研究科・大学院理学研究科附属臨海実験所、医学部、医学系研究科、工学研究科、農学部、多元数理科学研究科、環境学研究科、創薬科学研究科	（令和4年度末時点の対応状況） 成績評価の6段階化、国際通用性の高い評価記号・評価基準の策定及び日英併記化、GPAへの新たな換算方式等からなる変更案を定め、対象組織として指摘された各学部・研究科においても導入した。学生には、学生便覧及び名古屋大学ポータルサイトで周知している。
R3年8月	第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔名古屋大学〕 書面調査シート_現況分析結果（教育）	（コメント（教育活動を行う上での留意事項）） 専門教育の授業科目毎に成績評価の分布が明らかにされていることが確認できない。 対象組織：法学研究科、法学研究科実務法曹養成専攻、経済学研究科、医学系研究科、農学部、生命農学研究科、環境学研究科	（令和4年度末時点の対応状況） 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が対象組織として指摘された各学部・研究科においても厳格かつ客観的に行われていることについて、教学IRシステムによるデータを分析、部局等に提供し、また教務委員会等を通じて部局単位で確認するなど、組織的に確認しており、令和3年度実施大学機関別認証評価の「基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること」において、「基準6-6を満たしている。」との評価を受けている。

R3年8月	第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔名古屋大学〕 書面調査シート_ 現況分析結果（教育）	（コメント（教育活動を行う上での留意事項）） 成績に関する異議を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられていることが確認できない。 対象組織：農学部、環境学研究所	（令和4年度末時点の対応状況） 成績に関する異議を受け付ける適切な窓口を組織的に設けていることを対象組織として指摘された各学部・研究科においてもより明確にするため、「名古屋大学における成績評価に対する異議申立てに関する要領」を令和3年11月12日に策定し、令和3年度実施大学機関別認証評価の「基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること」において、「基準6-6を満たしている。」との評価を受けている。
R3年8月	第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔名古屋大学〕 書面調査シート_ 現況分析結果（教育）	（コメント（教育活動を行う上での留意事項）） 提出された資料からは、卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料が認められない。 対象組織：文学部、人文学研究科、教育学部、経済学研究科、情報学部、情報学研究科、医学系研究科、工学部、工学研究科、農学部、生命農学研究科、環境学研究科、創薬科学研究科	（令和4年度末時点の対応状況） 学部・研究科ごとの教授会等での審議状況等の資料、及び「名古屋大学大学院通則」、「名古屋大学学位規程」、「名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規」の規程類によって対象組織として指摘された各学部・研究科においても明確化しており、令和3年度実施大学機関別認証評価の「基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること」において、「基準6-7を満たしている。」との評価を受けている。
R3年8月	第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔名古屋大学〕 書面調査シート_ 現況分析結果（教育）	（コメント（教育活動を行う上での留意事項）） 提出された資料からは、修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料（※大学院課程（専門職学位課程を含む。）が対象）が認められない。 対象組織：人文学研究科、経済学研究科、情報学研究科、医学系研究科、工学研究科、生命農学研究科、創薬科学研究科	（令和4年度末時点の対応状況） 研究科ごとの学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等、教授会等での審議状況等の資料、及び「名古屋大学大学院通則」、「名古屋大学学位規程」、「名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規」の規程類によって対象組織として指摘された各研究科においても明確化しており、令和3年度実施大学機関別認証評価の「基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること」において、「基準6-7を満たしている。」との評価を受けている。

R3年8月	第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔名古屋大学〕 書面調査シート_ 現況分析結果（教育）	（減点の要素） 大学院課程において、学位論文の審査に係る評価の基準が組織として策定されていない。 対象組織：人文学研究科、創薬科学研究科	（令和4年度末時点の対応状況） 研究科ごとの学生便覧等の記載、及び「名古屋大学大学院通則」、「名古屋大学学位規程」、「名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規」の規程類によって対象組織として指摘された各研究科においても明確化しており、令和3年度実施大学機関別認証評価の「基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること」において、「基準6-7を満たしている。」との評価を受けている。
R3年8月	第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔名古屋大学〕 書面調査シート_ 現況分析結果（教育）	（コメント（教育活動を行う上での留意事項）） 大学院課程において学位論文の審査に係る手続きが組織として策定されていることが認められない。 対象組織：生命農学研究科	（令和4年度末時点の対応状況） 研究科ごとの学生便覧等の記載、及び「名古屋大学大学院通則」、「名古屋大学学位規程」、「名古屋大学における学位論文審査の基準に関する内規」の規程類によって対象組織として指摘された研究科においても明確化しており、令和3年度実施大学機関別認証評価の「基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること」において、「基準6-7を満たしている。」との評価を受けている。
R3年8月	第3期中期目標期間（4年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果 〔名古屋大学〕 書面調査シート_ 現況分析結果（教育）	（減点の要素） 入学定員に対する実入学者の割合の過去4年間の平均が、大幅に超過している（1.3倍以上の場合）、又は大幅に不足している（0.7倍未満）。 対象組織：法学研究科、法学研究科実務法曹養成専攻、経済学研究科、理学研究科・大学院理学研究科附属臨海実験所、多元数理科学研究科、環境学研究科、創薬科学研究科	（令和4年度末時点の対応状況） 令和2年2月に「大学院学生定員充足率の課題に関する検討ワーキンググループ」を設置し、主に定員充足率に関する課題と改善策を検討し、その結果を「部局の中長期ビジョンの見直しの視点」として取りまとめ、対象組織として指摘された各研究科が中長期ビジョンを見直す中で、当該視点をもとに博士後期課程の入学定員充足率改善に向けた行動計画を策定した。行動計画に基づき、引き続き定員未充足状態の改善を図っている。 上記の「部局の中長期ビジョン」の観点に加え、博士後期課程学生への支援（名古屋大学融合フロンティアフェローシップ制度の取組等）、卓越大学院、博士課程教育推進機構の取組といった「博士後期課程学生への教育部門での支援の取組」の観点からの双方で確認することにより、学生に対して適切な経済的支援と研究支援を提供し、定員未充足状態の改善を図っている。

R3年12月	令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果（国立大学法人評価委員会） Ⅰ．業務運営・財務内容等の状況	（課題） ○研究活動における不正行為 名古屋大学では、神経科学分野に在籍していた大学院生において、研究活動上の不正行為（改ざん）を行っていた事例があったことから、学生への研究倫理教育の強化を図るなど、再発防止に向けた組織的な取組を引き続き実施することが望まれる。	（令和4年度末時点の対応状況） 名古屋大学研究不正防止策（令和4年9月6日教育研究評議会決定）を定め、本学の構成員に対し研究倫理教育を徹底することとした。 具体的には、これまで研究者を対象とし、研究上の倫理規範等を修得し、公正な研究活動を推進するため、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する研究倫理教育（e-APRIN）を実施（名古屋大学5年度に1回、岐阜大学3年に1回）してきたが、従来実施してきた研究倫理教育（e-APRIN）に加え名古屋大学では、大学独自の研究倫理教育（e-Learning）をR5年度より実施（研究活動を行う構成員は年1回実施、大学院生及び学部4年生以上（学部3年生以下でも受講可能）は在籍中に1回実施）することとした。 （令和4年度末時点の対応状況） ・学部学生全員に、レポート・論文等における剽窃防止等、研究倫理を涵養するために、博士課程教育推進機構で実施しているEpigeum社のe-learningコース「盗用を回避するためには」を受講させるまたは部局で実施する研究倫理教育を受講させることとしている。 ・大学院生向けに、各研究科等と連携し、研究倫理教育等を、共通教育科目やe-Learningを通じて実施した。具体的には、博士課程教育推進機構で実施しているEpigeum社のe-learningコース「盗用を回避するためには」を受講させるまたは部局で実施する研究倫理教育を受講させることとしている 他、大学院共通科目「プロフェッショナルリテラシー」の7つの授業のうち1つが「公正研究のススメ」となっており、令和2年度よりオンデマンドの受講を可能とした。引き続き、着実な研究倫理教育の実施に取り組んでいる。
--------	---	---	--

R5年3月	<p>第3期中期目標期間（6年目終了時）の評価結果（国立大学法人評価委員会）〔岐阜大学〕</p> <p>1. 教育研究等の質の向上の状況</p> <p>【岐阜大学】</p> <p>(IV) 教育に関する目標</p>	<p>（課題）</p> <p>○岐阜県における小学校教員の占有率の状況</p> <p>教育学部卒業生の岐阜県における小学校教員の占有率について、平成28年度28.8%、平成29年度25.6%、平成30年度23.6%、令和元年度17.9%、令和2年度24.1%、令和3年度11.7%となっており、教員採用試験の受験者を増やすための様々な取組が行われているものの、目標値である40%を達成していない。</p>	<p>（令和4年度末時点の対応状況）</p> <p><ぎふ清流入試の導入></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県の実験現場で活躍できる人を募集することを目的として、2019（令和元）年度大学入学者選抜から学修計画書の提出や集団面接及び個人面接を課す推薦入試「ぎふ清流入試」を新たに導入した。「ぎふ清流入試」については、その導入効果を検証しつつ、募集人員を拡大させて、これまでに計4回実施した。（入学者数の実績：2019（令和元）年度35名、2020（令和2）年度33名、2021（令和3）年度49名、2022（令和4）年度48名） ・地域の現状や課題を把握し、地域の教育現場で活躍できる人材を育成することを目的として、2019（令和元）年度に地域リーダーコース「次世代地域リーダー育成プログラム」の「教育リーダーコース」をつくり、「ぎふ清流入試」で入学した学生には同コースの受講を推奨して入学後も岐阜県へ定着する取組を行った。 ・こうした取組により、2019年度の一般入試入学者の（大学院進学者を除く）教員就職率が62.3%であったのに対し、「ぎふ清流入試」入学者については82.4%となっており、小学校教員の占有率の向上に一定の成果があった。 <p><大学入学者選抜方法の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生を対象に実施したアンケート調査で、後期日程を廃止して前期日程及び推薦入試に募集人員をシフトすることにより教員希望者を増加させる効果を期待できる結果が得られたことから、2021（令和3）年度に学部の入学定員を変更（250名から220名に削減）するのに併せて、後期日程を2021（令和3）年度大学入学者選抜から廃止した。 ・2022（令和4）年度大学入学者選抜から、前期日程の受験生が教員希望であることを確認するため、受験生全員に面接を課すこととした。（当初は2021（令和3）年度大学入学者選抜から前期日程の受験生に面接を実施することを目指したが、新型コロナウイルス感染症の影響により1年後ろ倒しで実施した。） ・入学次に実施したアンケート結果から、従前70%程度であった教員志望率が、入学者選抜方法の見直し後は80%以上と大幅に改善しており、今後、小学校教員の占有率向上に影響をもたらすと考えられる。 <p><教育実習から教員採用試験までの一貫した学生支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020（令和2）年度に教育実習と進路指導で一貫した学生支援を行うことを目的として、校長経験者4名による教職サポート室を新たに設置し、実習モデルの開発と教育実習後の進路指導体制の強化を行った。実習モデルの開発については、後述するACTプラン改善モデルを実施した。教育実習後の進路指導体制の強化については、3年生に対して、教員採用試験ガイダンス、現職教員が教職の魅力を伝える教育講演会、教員採用内定者による体験報告会をそれぞれ実施するとともに、個別の進路指導や次年度に控える教員採用試験に向けた少人数グループによる学習会を開催した。また、4年生に対して、模擬面接を含む教員採用試験対策（2020（令和2）年度はオンラインと一部対面、2021（令和3）年度は対面）を実施した。さらに、2021（令和3）年度に教職サポート室と教育学部の教員をメンバーとする教職サポート委員会を新たに立ち上げ、教員採用試験の不合格者に対する積極的な指導と講師登録を促す取組を始めた。2022（令和4）年度も上記の取組を継続して行った。 ・県内全地域で学生が複数年にわたって同一校で行う実習（ACTプラン改善モデル）を実施した。具体的には、2020（令和2）年度に岐阜県及び関係市町教育委員会と連携して教育実習協力校の数を従前の2倍（小学校29校、中学校30校）に増やし、連絡体制と学生指導の強化・充実を目指して全学部体制で教育実習協力校に担当教員の配置を行ったことにより、学生ができる限り地元地域の学校で実習でき、かつ教職リサーチ（2年生対象の実習）と教職プラクティス（3年生対象の実習）を同一校で実施する体制を整えた。2021（令和3）年度及び、2022（令和4）年度に学生を対象に実施したアンケート調査ではACTプラン改善モデルについて学生の8割が肯定的に評価しており、教育実習協力校への聴き取り調査でも学校側から高い評価を受けている。 ・1年生から4年生まで同一内容の進路希望アンケートを毎年度行い、学生の進路に対する意識等の把握に努めている。その際、進路に対する悩み等を抱えている学生に対しては、2021（令和3）年度より教職サポート室及び各講座の担当教員による個別相談を実施する体制を作り、教員採用試験（特に、小学校教員）を受験するよう指導してきた。これまで数人の学生が小学校教員に進路を変更するなど、一定の成果はみられる。小学校教員の占有率の向上のため、今後も継続して実施していく。
-------	---	--	---

R5年3月	第3期中期目標期間（6年目終了時）の評価結果（国立大学法人評価委員会） II. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標	（課題） ○大学院専門職学位課程における学生定員の未充足 大学院専門職学位課程について、名古屋大学では、学生収容定員の充足率が平成28年度から令和3年度において90%を満たしていないことから、学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた対応が求められる。	（令和4年度末時点の対応状況） 法科大学院（法学研究科実務法曹養成専攻）の収容定員充足率は74%であり、減員状態である。これは、法科大学院には法学既修者枠（2年修了コース）が存在することにも因るものであり*、令和4年度入試において特別選抜（5年一貫型教育選抜、社会人・他学部出身者選抜）を導入したこと、法科大学院の志願者数が全国的に回復していることなどにより、令和4年度の本法科大学院の入学定員充足率は114%となり、大幅な改善傾向にある。 なお、令和5年度も引き続き定員を超える入学者（入学定員充足率は108%）を確保しており、今後も定員未充足状態の改善が見込まれる。 *平成17年8月24日付け国立大学法人支援課通知「法科大学院における授業料（標準）収入積算に用いる収容定員について」に基づき、2年課程の入学枠員数を除いて算出した場合の本法科大学院の状況 収容定員：125名、定員充足率87.3%
R5年3月	第3期中期目標期間（6年目終了時）の評価結果（国立大学法人評価委員会） II. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標	（課題） ○研究活動における不正行為 研究活動における不正行為について、名古屋大学では、令和2年度において評価委員会が課題として指摘しているとともに、令和3年度においてもねつ造や改ざんが行われた事例が複数あったことから、改善に向けた取組が実施されているものの、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を実施することが求められる。	（令和4年度末時点の対応状況） 名古屋大学研究不正防止策（令和4年9月6日教育研究評議会決定）により以下取組み等について定めた。 【本学の構成員に対する研究倫理教育の徹底】 ①研究倫理教育責任者（部局長）は、年度の初めに本学の研究倫理推進総括責任者（副総長）からのFDを受講する。 ②これまで研究者を対象とし、研究上の倫理規範等を修得し、公正な研究活動を推進するため、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が提供する研究倫理教育（e-APRIN）を実施（名古屋大学5年度に1回、岐阜大学3年に1回）してきたが、従来実施してきた研究倫理教育（e-APRIN）に加え名古屋大学においては、大学独自の研究倫理教育（e-Learning）をR5年度より実施（研究活動を行う構成員は年1回実施、大学院生及び学部4年生以上（学部3年生以下でも受講可能）は在籍中に1回実施）する。 ③研究倫理教育責任者は教員に対する研究倫理教育を教授会などの場を利用して行う。その際に、専攻ごとの特殊性も加味した具体的な事例を取り上げる。 ④学部学生全員に、レポート・論文等における剽窃防止等、研究倫理を涵養するために、博士課程教育推進機構で実施しているEpiGeum社のe-learningコース「盗用を回避するためには」を受講させるまたは部局で実施する研究倫理教育を受講させることとしている。 【「名古屋大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」で求められている研究資料等の適切な保存・管理の実質化】 ①R4年度に研究データ保管システムを構築し、R5年度7月より名古屋大学がクレジットされている査読付き投稿論文（分野により研究成果が査読付き論文以外もあり）を研究データ保管システムに保管することとした。
R5年3月	第3期中期目標期間（6年目終了時）の評価結果（国立大学法人評価委員会） II. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標	（課題） ○情報セキュリティマネジメント上の課題 情報セキュリティマネジメントにおける課題について、名古屋大学では、平成28年度評価において評価委員会が課題として指摘し、令和3年度にも事案が発生していることから、現在改善に向けた取組は実施されているものの、引き続き再発防止と情報セキュリティマネジメントの強化に向けた積極的な取組を実施することが望まれる。	（令和4年度末時点の対応状況） ・情報セキュリティリテラシーの向上を目的として、情報セキュリティに関する研修、標的型メール攻撃訓練、情報セキュリティ講習会を実施した。 ・情報セキュリティガイドラインの遵守状況を確認するために、年次情報セキュリティチェック（情報セキュリティ自己点検）を全構成員を対象に実施した。 ・情報セキュリティを巡る状況の変化に対応するため、名古屋大学セキュリティガイドラインを令和4年2月24日、令和5年2月16日に改定した。